

個人演説会開催申出書

使用する施設の名称	
開催日時	令和3年 月 日 自 午前 時 分 至 午後 時 分
選挙の種類	令和3年 月 日執行 射水市長選挙
既に同一施設を使用した回数	回 使用月日
施設公営費の負担区分	射水市 候補者

上記のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し出ます。

令和3年 月 日

候補者 住所

氏名

射水市選挙管理委員会委員長

- 備考
- 1 同一施設について初めて使用する場合は無料です。
 - 2 同一施設については、既に申し出た使用の日を経過しない間は、新たな申出をすることはできません。
 - 3 使用できる時間は、1回について準備及び後かたづけを含め5時間以内です。
 - 4 同一施設について2回以上開催する場合は、2回目以後は、施設の使用のために必要な費用を、あらかじめ施設の管理者に納付しなければなりません。
- (注) この申出書が受理されたのち、あらかじめ施設の管理者と施設の使用について、十分打ち合わせをすること。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。